

平成24年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	689,538 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	186,588,000 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 配 水 量	511,200 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 耐 震 管 路 等 整 備 事 業	5,389,000 千円
イ 川崎縦貫道路関連施設整備事業	116,000 千円
ウ 施 設 再 構 築 事 業	3,900,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水 道 事 業 収 益	33,315,729 千円
第1項	営 業 収 益	30,762,133 千円
第2項	営 業 外 収 益	2,351,396 千円
第3項	特 別 利 益	202,200 千円

支 出		
第1款	水 道 事 業 費 用	32,461,743 千円
第1項	営 業 費 用	30,975,733 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,446,071 千円
第3項	特 別 損 失	29,939 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12,339,804 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 557,790 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 11,782,014 千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			3,188,820 千円
第1項	企業債			2,570,000 千円
第2項	出資金			30,000 千円
第3項	補助金			364,265 千円
第4項	負担金			205,756 千円
第5項	融資補償金返還金			10 千円
第6項	固定資産売却代金			18,779 千円
第7項	その他の資本的収入			10 千円
		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			15,528,624 千円
第1項	建設改良費			12,588,323 千円
第2項	投資			30,000 千円
第3項	企業債償還金			2,879,778 千円
第4項	補助金返還金			25,503 千円
第5項	融資補償金			10 千円
第6項	その他の資本的支出			10 千円
第7項	予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成24年度 耐震管路等整備事業関連経費	平成25年度から 平成26年度まで	2,174,297千円
平成24年度 施設再構築事業関連経費	平成25年度から 平成27年度まで	12,324,246千円
平成24年度 原・浄・配水施設関連経費	平成25年度から 平成26年度まで	3,466,560千円
平成24年度 土地借上料	平成25年度から 平成28年度まで	29,164千円
(仮称)上下水道総合サービス センター運営関連経費	平成25年度から 平成29年度まで	1,047,375千円
水道料金業務等オンライン システム機能拡張改修関連経費	平成25年度	55,965千円
水道検針等業務用携帯型端末機器 システム利用関連経費	平成25年度から 平成29年度まで	292,950千円
「給水装置改良資金融資」に伴う 金融機関に対する損失補償	平成24年度から 債務消滅時まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 耐震管路等 整備事業	千円 58,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 施設再構築 事業	2,512,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,073,503千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、254,240千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、577,190千円と定める。

平成24年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫